平成２２年（フ）第６０１２号
東京都豊島区池袋本町３丁目19―５―902
債務者　白坂　典子（旧姓割田）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０１３号
埼玉県戸田市笹目２丁目５―27
債務者　中村　治行
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０１４号
千葉県木更津市請西２丁目25―17
債務者　北岡　康隆
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０１５号
千葉県木更津市請西２丁目25―17
債務者　北岡　智子（旧姓久保木）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０１６号
東京都西東京市田無町７丁目２―24
債務者　和田記久子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０１７号
神奈川県相模原市田名4924―６
債務者　細谷　絵美（旧姓浅川）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０１８号
東京都江戸川区中央３丁目２―４―903
債務者　二階堂幸寿
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０１９号
東京都豊島区池袋２丁目54―２―502
債務者　松岡　慎也
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０２０号
東京都日野市高幡1012―１―201
債務者　樋口　礼子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０２１号
東京都練馬区下石神井４丁目７―16―401
債務者　安積　雅人
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０２２号
東京都福生市大字福生694―１―202
債務者　井田　慎治（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０２３号
東京都豊島区東池袋４丁目７―６―803
債務者　三好　智久
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０２６号
千葉県習志野市大久保３丁目13―７―101
債務者　菅原るり子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０２７号
神奈川県横浜市栄区公田町740―16―507
債務者　田中健一郎（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０２９号
東京都江戸川区新堀２丁目５―13―201
債務者　海野　正樹
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部